うるま市固定資産税の課税免除に関する条例に基づく固定資産税課税免除の概要
（情報地域制度、産業イノベーション制度、物流特区制度）

令和４年８月１日以降、各制度での**措置実施計画を県知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者**が、令和７年３月31日までにうるま市内に取得価格用件等を満たした資産を新設し、又は増設した場合、固定資産税を新たに課されることとなった年度以降、最大５年間（措置実施計画の実施期間内に限る）固定資産税の課税免除を申請により受けることができます。

○情報通信産業振興地域における課税免除
○産業イノベーション促進地域における課税免除
○国際物流拠点産業集積地域における課税免除

■　情報通信産業振興地域における課税免除

No.	項　　目	要　　件
1	地　　域	24市町村でうるま市内全域
2	対象者	認定事業者で青色申告を行う個人事業者・法人
3	対象業種	**情報通信産業** 電気通信業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業 **情報通信技術利用事業** 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業
4	取得価額要件	情報地域の対象事業の用に供する次のいずれかの設備を新設・増設 ①　取得価額の合計が1,000万円超の一の設備を構成する減価償却資産(※) ②　取得価額の合計が100万円超の機械・装置、器具・備品 (※)減価償却資産（所得税法施行令第６条第１項第一～七号、法人税法施行令第13条第１項第一～七号）建物及び建物附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品
5	対象資産	①　機械及び装置　②家屋　③構築物　④家屋又は構築物の敷地である土地 （土地については、取得の翌日から起算して１年以内に建物の着手があった場合に限り、かつ直接事業の用に供する部分に限る。）
6	免除期間	最初の年度以降５年間
7	申請期間	毎年１月（土日祝祭日を除く）

■　産業イノベーション促進地域における課税免除

No.	項　　目	要　　件
1	地　　域	県内全域
2	対 象 者	認定事業者で青色申告を行う個人事業者及び法人
3	業　　種	製造業、道路貨物運送業、卸売業、デザイン業、自然科学研究所、電気業（一定要件あり）、ガス供給業（一定要件あり）
4	取得価額要件	対象区域内において次のいずれかの設備を新設・増設 ①　取得価額の合計が 1,000 万円超の特別償却適用設備(※) ②　取得価額の合計が 100 万円超の機械・装置、器具・備品 (※)特別償却適用設備（租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 2 号、同第 45 条第 1 項の表の第 2 号）機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他政令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
5	対象資産	①　機械及び装置　②家屋　③構築物　④家屋又は構築物の敷地（土地） （※土地については、取得の翌日から起算して１年以内に建物の着手があった場合に限り、かつ直接事業の用に供する部分に限る。）
6	免除期間	最初の年度以降５年間
7	申請期間	毎年１月（土日祝祭日を除く）

■　国際物流拠点産業集積地域における課税免除

No.	項　　目	要　　件
1	地　　域	①中城湾港新港地区　②仲嶺・上江洲地区　③平安座地区
2	対 象 者	認定事業者で青色申告を行う個人事業者及び法人
3	業　　種	**国際物流拠点産業** 製造業、道路貨物運送業、卸売業、特定の無店舗小売業、特定の機械等修理業、特定の不動産賃貸業、航空機整備業
4	取得価額要件	対象地域内において次のいずれかの設備を新設・増設 ①　取得価額の合計が 1,000 万円超の国際物流拠点産業の用に供する特別償却適用設備(※) ②　取得価額の合計が 100 万円超の機械・装置 (※)特別償却適用設備（租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 3 号、同第 45 条第 1 項の表の第 3 号）機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
5	対象資産	①　機械及び装置　②家屋　③家屋の敷地である土地 （※土地については、取得の翌日から起算して１年以内に建物の着手があった場合に限り、かつ直接事業の用に供する部分に限る。）
6	免除期間	最初の年度以降５年間
7	申請期間	毎年１月（土日祝祭日を除く）

申請に関する留意事項等

【留意事項】

〇資産の取得前までに県知事の認定及び主務大臣の確認を受けなければ課税免除は受けられません。

〇対象資産とする敷地については、取得日の翌日から起算して１年以内に家屋又は構築物の着手があったものであり、かつ、直接事業の用に供する部分に限ります。

〇「産業イノベーション促進地域」、「国際物流拠点産業集積地域」の要件となる建物付属設備については、建物と同時取得したものに限られます。

〇過去に課税免除の適用を受けた既存事業についても、適用期間中（５年間）は**毎年度**の申請が必要となります。

〇申請様式については、うるま市 HP（ページ「うるま市企業誘致優遇措置案内」）に添付しますので、ダウンロードをお願いいたします。申請書の記入例については 5 ページ目に添付していますのでご参照ください。

〇「提出書類チェックシート」も HP に添付いたしますので、参照のうえ、提出漏れがないか必ずご確認ください。

提出書類チェックシート

（企業名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿（連絡先）＿＿＿＿＿＿＿＿

※↓提出した書類に✓を記入。　　※↓「新規」・「継続」に〇を記入。

【共通】　　〇：要提出　△：必要に応じて提出(備考を確認)

	✓欄	提出書類一覧	新規	継続	備　考
①		固定資産税課税免除申請書	〇	〇	指定様式（様式第１号） ※取得年ごとに申請書を提出
②		青色申告書（写）　別表１（１）	〇	〇	直近分
③		決算報告書（写）	〇	〇	直近分
④		定款（写）	〇	△	△：社名変更等があった場合は提出
⑤		会社概要パンフレット等	〇	―	
⑥		沖縄県知事の認定を受けたことを証する書類（写）	〇	―	**申請書一式**及び**認定書**を提出 ※令和４年８月１日以降取得資産
⑦		主務大臣の確認を受けたことを証する書類（写）	〇	―	**申請書一式**及び確認書を提出 ※令和４年８月１日以降取得資産
⑧		⑥に基づく、実施状況の報告等に係る認定書（写）	―	〇	※令和４年８月１日以降取得資産 ※沖縄県知事の認定受け次第提出
【家屋】家屋が対象となる場合に提出					
⑨		建築確認通知書及び検査済証（写）	〇	―	
⑩		建築請負契約書（写）	〇	―	
⑪		登記簿謄本（家屋）（写）	〇	―	
⑫		図面・各階の平面図	〇	―	縮尺等の数字を明瞭に表記すること
【土地】土地が対象となる場合に提出					
⑬		登記簿謄本（土地）（写）	〇	―	
⑭		土地の売買契約書（写）	〇	―	
【償却資産】償却資産が対象となる場合に提出					
⑮		償却資産申告書及び種類別明細書(写) （増加・全資産用／減少資産用）	〇	〇	対象資産の部分を蛍光ペン等で記す ※対象資産が記載されている箇所のみを提出
⑯		法人税施行規則別表 16「減価償却資産の計算に関する明細書」(写)	〇	〇	直近分
⑰		対象となる償却資産の写真及び説明	〇	―	任意様式 ※「書類作成時の例について」を参照
⑱		機械等の配置図	〇	―	任意様式 ※「書類作成時の例について」を参照
⑲		製造工程図(フロー図)	〇	―	任意様式　※製造工程に関するフロー図を作成し、どの工程で使用しているかを図示
⑳		完成品に関する写真や資料等	〇	―	
㉑		使用許可書または賃貸借契約書（写）	△	―	△：賃貸工場等の場合、提出
㉒		既存設備の取替え又は更新によって30%以上の**生産能力が向上**したことを示す資料	△	―	取替え又は更新した資産がある場合に提出 ※省エネ率の向上は対象外です。

書類作成時の例について

様式第１号（第２条関係）

令和５年　１月　〇日

うるま市長　様

申請者　　住所　うるま市州崎〇－〇－〇

氏名　株式会社〇〇工業　　㊞

代表取締役　〇〇　〇

新規・継続を選択し、取得年ごとに作成する。

固定資産税課税免除申請書

令和４年度固定資産税の課税免除について、うるま市固定資産税の課税免除に関する条例第９条の規定に基づき、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

☑新規（　令和４年取得分）　□継続（　　年取得分）

免除に関する事項	事業の種類	〇〇製造業
	事業の用に供した年月日	令和４年　〇月　〇日
	減価償却資産の取得価格の合計額	〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
	特別償却設備の取得価格の合計額	〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
地域対象	□観光地形成促進地域　□情報通信産業振興地域　☑国際物流拠点産業集積地域 □産業イノベーション促進地域　□離島の地域　□促進区域	

		所在地	地目又は家屋番号	地積又は床面積	構造	取得年月日	価格
課税標準を受ける土地・家屋	土地・家屋	うるま市州崎〇－〇－〇	雑種地	700㎡	－	令和３年〇月〇日	〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
		うるま市州崎〇－〇－〇	〇番〇	250.50㎡	RC 構造	令和３年〇月〇日	〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
		所在地	種類	数量	耐用年数	取得年月日	取得価格
	償却資産	うるま市州崎〇－〇－〇	製造設備	一式	10 年	令和３年〇月〇日	〇〇，〇〇〇，〇〇〇円

※物件が多数ある場合は、「別紙一覧のとおり」とし、一覧表を添付してください。

※償却資産申告書及び種類別明細書(写)を添付してください。

◆ ⑰に関係するイメージ様式

資産の番号	資産の写真	品名	説明文
①	写真を張り付け	例：豆炊き機 ※償却資産申告書及び種類別明細書と一致させる	用途などを記載してください。 例： 豆を炊く機械
②	写真を張り付け	例：餡練機	例：豆を炊き混ぜる機械

◆ ⑱に関するイメージ様式

新設・増設した対象設備の設置場所を建物平面図に、「番号(※)」を付して表示してください。※番号は資料⑰の「資産の番号」と一致させてください。